

(3) 審議会及び会議録の公開について

①第2回以降の会議の傍聴について（案）

会場スペースの都合がつく人数につき、白石町教育委員会会議傍聴人取締規則に準じて傍聴を許可する。

また、第2回以降の審議会開催の際には、事前に町の広報紙やホームページ及びケーブルテレビで開催と傍聴をお知らせする。

※白石町教育委員会会議傍聴人取締規則 【資料8】

②第1回以降の会議録の公開について（案）

ア 会議の要旨及び資料について、審議会委員の確認後、発言した委員等の氏名を記載して、町のホームページで公開する。ただし、個人情報等の内容で会長が公開しないほうがよいと判断した場合には、その一部分を非公開とすることができる。

イ 会議の要旨及び資料について、審議会委員の確認後、発言した委員等の氏名は伏せて（委員A、委員Bと記載）、町のホームページで公開する。ただし、個人情報等の内容で会長が公開しないほうがよいと判断した場合には、その一部分を非公開とすることができる。

ウ 会議の要旨及び資料について、審議会委員の確認後、発言した委員等の氏名は伏せて（委員と記載）、町のホームページで公開する。ただし、個人情報等の内容で会長が公開しないほうがよいと判断した場合には、その一部分を非公開とすることができる。